

TAC 専任講師：湯浅竜
担当校舎：TAC 新宿校

Q 1

条文の読み方について質問です。「項」、「号」、とは何でしょうか？

【参考（特許法 29 条）】

（特許の要件）

第二十九条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
- 三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明

2 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

A 1

「項」、「号」は法律の階層構造を表すときに用います。

例えば、上記の特許法 29 条について説明すると、この条文はまず「1 項」と「2 項」からなる条文であり、さらに「1 項」については「1 号～3 号」までの階層構造を有するという条文になります。

なお、「項」は英数字で、「号」は漢数字で表すのが一般的です。

Q 2

「要件」「効果」という言葉の意味がよくわかりません。具体的に何が要件で、何が効果なのでしょう。また、どうしてこれらを理解する必要があるのでしょうか。

【参考（特許法 2 条 1 項）】

(定義)

第二条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

A 2

条文は「ある条件を満たした場合に、この効果が出る」という構造になっています。このときの「条件」のことを弁理士試験では「要件」と呼びます（「効果」は「効果」のままですね）。

さて、上記の特許法 2 条 1 項を例に何が「要件」で何が「効果」に該当するのか検討してみましょう。

2 条 1 項は、「発明」の定義を示す条文になります。ある特定の条件を満たせば「発明に該当する」ということを規定している条文です。

したがって、特許法 2 条 1 項の要件は、

- ① 自然法則を利用していること
- ② 技術的思想であること
- ③ 創作であること
- ④ 高度のものであること

この要件をすべて満たすと、「発明に該当する」という「効果」が生まれます。

短答式筆記試験のほとんどの問題は、この「要件」と「効果」の理解を問う問題であることから試験対策上非常に重要な考え方になります。

Q 3

条文には、「原則」と「例外」の関係があると聞きました。具体的に教えてください。

【参考（特許法 30 条）】

（発明の新規性の喪失の例外）

第三十条 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号の

いずれかに該当するに至った発明は、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす。

A 3

Q 1 でご紹介した特許法第 29 条ですが、この条文は 1 項と 2 項からなる条文でした。このうち 1 項は「発明の新規性」について規定している条文になります。特許を受けるためには、発明が「新規性があるもの」でなければならないことを条件とする規定です。

さて、この新規性ですが、例外があります。それが、「新規性喪失の例外」（特許法 30 条）と言われている条文です。

仮に、29 条 1 項の規定に該当し新規性が無いと判断されたとしても、30 条に該当することで新規性が無いとは判断しないという効果を得る場合があります。

このときの両者の関係性はまさに、

新規性（29 条 1 項）・・・「原則」

新規性喪失の例外（30 条）・・・「例外」

ということになります。

Q 4

「要件」を効率的に学ぶ方法があれば教えてください。

【参考特許法 30 条】

（発明の新規性の喪失の例外）

第三十条

1 （略）

2 ①特許を受ける権利を有する者の②行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明・・・（省略）・・・も、③その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、④その旨を記載した書面を特許出

願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明が前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

A 4

要件には

「主体的要件」・・・上記①が該当

「客体的要件」・・・上記②が該当

「時期的要件」・・・上記③が該当（一部④も重複して該当）

「手続的要件」・・・上記④が該当

の4つの種類が存在します。要件を覚える場合には、「この条文の主体的要件は何か等」という視点で覚えることで、理解しやすくなります。

ご視聴頂きありがとうございました！

TAC 新宿校 弁理士 湯浅竜

(Twitter、Facebook のフォロー大歓迎です！)

以上